

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 公有水面埋立ての免許出願 (水産業基盤整備課) 一
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 教育委員会定例会の開催 教育委員会 三

告 示

- 宮城県告示第四百六十九号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。
- 令和元年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び
所在地指定障害福祉サ
ービスの種類

設置者名

指定年月日

○宮城県告示第四百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二二〇〇六八六	さいらの樹指定短期 入所事業所	短期入所	社会福祉法人 磐特会	令和元年五月 一日
〇四一二二〇二四七	登米市米山町字桜岡 大又二百三十二番地 二	短期入所	有限会社ケイ	令和元年五月 一日
〇四一二二〇二四七	短期入所サポーター南 桜田郡大河原町字南 桜町四番地二	短期入所	有限会社ケイ	令和元年五月 一日

○宮城県告示第四百七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があつ
た。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県水産林政部水産業基盤整備
課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う。

令和元年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 出願年月日
平成三十一年四月二十二日
- 二 出願人の名称
宮城県
- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
1 埋立区域

(一) 位置

第二種波路上漁港区域内

気仙沼市長磯浜六五番一に隣接する公有水面並びに長磯浜九五番一及び九五番二の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び⑦の地点と①の地点を結ぶ並びに⑦の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び⑤の地点と⑦の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(DL+1・五〇メートル)における公有水面と突堤との境界線により囲まれた区域

埋立区域(1)

①の地点 復旧・復興補助基準点(二二C〇一〇) 北緯三八度五〇分三・六九六〇秒、東経一四一度三五分二五・八六七八秒) から三五二度〇四分〇八秒二二四・六三八メートルの地点

②の地点 ①の地点から 一六六度四二分一四秒 一〇〇・六〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 九〇度三六分一四秒 二五・八六〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 八五度二二分三〇秒 四・八五八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 三〇六度一四分四二秒 二四・九八六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 三五二度三〇分〇七秒 五五・九五八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 三四五度三二分一六秒 三三・一〇六メートルの地点

埋立区域(2)

⑦の地点 復旧・復興補助基準点(二二C〇一〇) 北緯三八度五〇分三・六九六〇秒、東経一四一度三五分二五・八六七八秒) から三四七度五七分五七秒三二三・三七〇メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から 一八一度五三分一三秒 三・一三五メートルの地点

②の地点 ①の地点から 八七度五二分〇四秒 一二・八一七メートルの地点

③の地点 ②の地点から 四度二八分五八秒 二・九三八メートルの地点

(三) 面積

一、二六二・〇一平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第二種波路上漁港区域内

気仙沼市長磯浜四三番一、六五番一及び九五番一の地内並びに長磯浜四三番一、六五番一及び九五番一に隣接する公有水面並びに長磯浜九五番一及び九五番二の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 復旧・復興補助基準点(二二C〇一〇) 北緯三八度五〇分三・六九六〇秒、東経一四一度三五分二五・八六七八秒) から三五七度三〇分一〇秒二二三・一七四メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 一六一度一六分二二秒 一三四・二七〇メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 七八度一七分〇九秒 五二・八〇五メートルの地点

Dの地点 Cの地点から 四度五二分〇四秒 一七・七三三メートルの地点

Eの地点 Dの地点から 三五二度一〇分二二秒 一一・三〇〇メートルの地点

Fの地点 Eの地点から 三〇八度二〇分二四秒 一九・三〇八メートルの地点

Gの地点 Fの地点から 三五五度二五分〇一秒 五二・三六四メートルの地点

Hの地点 Gの地点から 三四九度〇八分二四秒 二九・八二八メートルの地点

Iの地点 Hの地点から 三五九度一六分五八秒 九・五〇四メートルの地点

Jの地点 Iの地点から 二六九度一五分〇三秒 八・五二八メートルの地点

(三) 面積

一五、八九三・三五平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

令和元年五月十日から令和元年五月三十日まで

○宮城県告示第四百七十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十日

一 組合の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所の所在地 富谷市明石台東土地区画整理組合

三 届出の内容 富谷市明石台二丁目二十二番地十

理事に就任した者

氏 名 住 所

伊澤 隆平 仙台市泉区南光台五丁目一番二十二号

関 駿也 仙台市青葉区広瀬町四番八の三千百十一号

関 和治 仙台市泉区南光台七丁目十七番三十八号

篠原 清樹 富谷市明石台三丁目九番地五

関 克彦 富谷市明石台三丁目十番地五

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年五月十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市矢本字滝前百七十四番地二、字不動前三百五十三番地三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市矢本字滝前百六十五番地 菅原 秀昭

東松島市矢本字滝前百六十五番地 菅原 英美子

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和元年五月十日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日時 令和元年五月十七日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第二号議案 職員の仕事について

第三号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第四号議案 就学支援審議会委員及び専門委員の人事について

第五号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二二―三六一一）